

令和8年度 みんなの中山間チャレンジ応援事業（チャレンジ中山間タイプ） 募集要項

1 事業の目的

中山間地域の集落や産地等が主体的に行う「農業所得の向上」、「農業・農地の維持」、「地域の活性化」に向けた新たなチャレンジに対して補助を行い、中山間地域の農業・農村の発展につなげることを目的とします。

2 補助対象者（応募資格要件）

補助対象者は、「未来につなぐ さが中山間プロジェクト推進要綱」に基づき市町により「チャレンジ中山間」に選定された、又は採択までに選定が見込まれる以下のいずれかの組織等とします。「チャレンジ中山間」への選定については、管轄の市町へご相談ください。

(1) 生産部会や2人以上の生産者から成る組織、農業生産を行う法人等。

ただし「さが園芸農業振興産地計画」（平成31年3月7日付け園第2474号さが園芸農業振興産地計画策定要領による）を策定し実践する場合は個人（1戸）でも可とする。

(2) 集落や集落を単位とした組織等。複数の集落から成る組織を含みます。

(3) 生産者と生産者以外の者で構成する協議会・組織 等

また、県では行政事務全般から暴力団等を排除することとしており、構成員に暴力団等関係者がいる場合は補助の対象となりません。

3 対象となる事業

次のいずれかの事項を目的として取り組む事業を対象とします。

(1) 中山間地域の特色を生かした農業の展開による「農業所得の向上」

(例) 地域でこれまでに栽培したことがない新しい品種・品目の栽培や新技術の導入や農業+林業などの中山間地域の特色を活かした多様な農業経営 等

(2) 中山間地域の「農業・農地を維持する」体制づくり

(例) スマート農業の実証試験や有害鳥獣の捕獲・侵入防止対策研修会の開催広域の農作業受託組織の設立や景観作物・放牧・林地化など多様な農地利用に向けた話合いや研修会の開催 等

(3) 中山間地域を支える多様な人財による「地域の活性化」

(例) 非農家などの栽培未経験者や兼業農家等を対象とした野菜づくりや農作業講習会開催グリーンツーリズムによる交流やワーケーションの体制づくり 等

※採択（交付決定）後に開始した取組であり、令和8年2月末頃までに完了できるものが対象です。

※同じ目的で他事業により補助金を受けている場合は対象になりません。

※1件あたりの取得金額が500千円を超える物品等については補助の対象になりません。

4 対象となる経費・補助率・実施期間

- (1) 補助対象経費は別表1を参照してください。
- (2) 補助率及び補助金上限額については、次の表のとおりです。

区分	区分の説明	補助率及び補助金上限額	実施期間
ファーストステップ型	地域の課題や目標の実現に向けて、新しい取組にチャレンジする地区に対して支援を行います。	補助対象経費の10/10以内(補助金上限額500千円)	上限1年間
チャレンジ型	「ファーストステップ型」よりも発展的な取組など、県内の中山間地域のモデルとなるような取組にチャレンジする地区に対して支援を行います。	補助対象経費の1/2以内(補助金上限額1,000千円)	上限2年間 (ただし、毎年度申請し採択される必要があります)

※補助金額は、千円未満の金額は切り捨てるものとします。

また、実績において計画より事業費が多くなった場合でも、採択時に決定した補助金額しか交付されません。

※同じ年度にファーストステップ型とチャレンジ型の両方に申請することはできません。

5 応募の手続き、補助対象事業の選定

- (1) 募集期間
令和8年3月30日(月)～令和8年4月20日(月)

- (2) 提出書類
 - ・ 交付申請書(様式第1号)
 - ・ 実施計画書(別紙1)
 - ・ 組織概要書(別紙2)
 - ・ 誓約書(別紙3)
 - ・ 積算の根拠となる資料(見積書、カタログ等)
 - ・ その他事業の実施に必要な資料

- (3) 提出先
管轄の農林事務所地域農業振興センター(杵島農業振興センター管内については藤津農業振興センター)へ、郵便、電子メール、持参のいずれかの方法により提出してください。

(4) 補助対象事業の選定

書類審査により補助の対象とする事業を選定します。事業の内容について、4つの評価項目（①新規性、②発展性・将来性、③波及効果、④事業の実施体制）により総合的に審査を行います。

なお、選定における合否の結果については、後日、文書で通知します。

6 採択された場合の留意点

○採択された事業計画にそって、事業を実施してください。やむを得ず計画を変更しようとする場合は、事前に承認を受ける必要があります。

○採択された場合、利息の付かない決済用預金通帳を準備していただき、その中で事業費の管理を行ってください。また、収支を記帳する帳簿や領収書等の証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管してください。

※通帳の名義は、必ず申請者名のものとしてください。

7 問い合わせ先

佐賀県 農山村課 中山間地域農業担当	(0952) 25-7115
佐城農業振興センター 農業企画課 (佐賀市・多久市・小城市)	(0952) 45-8881
三神農業振興センター 農業企画課 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、神崎市、吉野ヶ里町)	(0952) 52-1290
東松浦農業振興センター 農業企画課 (唐津市・玄海町)	(0955) 73-9347
西松浦農業振興センター 農業企画課 (伊万里市・有田町)	(0955) 23-5106
藤津農業振興センター 農業企画課 (武雄市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、嬉野市、太良町)	(0954) 63-5115

別表I

補助対象経費	備考
① 講師等への謝金	事業を行う組織等に属さない講師や専門家等への謝金
② 旅費	講師や専門家等の活動、又は、組織等の構成員の研修、調査等に係る活動に必要な交通費、宿泊費
③ 使用料及び賃借料	事業に伴う会場・会議室、機器、視察に伴うバス等の使用料・賃借料、実証圃場等の借上料など
④ 消耗品費及び資材費	新規品目等の栽培に必要な種苗・肥料代、事務用品など事業に必要な消耗品代など
⑤ 委託料	耕作放棄地の復元、効率的な農業生産が行える農地の整備にかかる作業委託費など
⑥ 印刷製本費・広報費	事業に伴うチラシ、パンフレット、マニュアルなどの印刷費及び新聞広告などの広報費
⑦ その他経費	県が事業に必要と認めた経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の支払いの証拠書類がないもの ・申請組織の経営や運営のための恒常的経費 ・組織に属する者への謝金・賃借料及び使用料等の経費 ・組織の構成員に係る人件費、委託費 ・有償配布する成果品等の作成経費 ・食費、お土産代（講師等へのお礼の菓子折りも含む） ・振込手数料 ・他の補助事業と重複するもの ・パソコン、プリンター、デジタルカメラ、机、椅子等、汎用性の高い事務機器及び事務用品 ・1件あたりの取得金額が500千円を超える物品等 ・補助対象経費①～⑥に該当しないもの

4 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

総事業費	負担区分			備考
	県費補助金	県費補助金以外の財源		
		自主財源	その他	
(A)+(B)+(C)	(A)	(B)	(C)	

※県費補助金は、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

※備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額が無い場合は「該当無し」と、同税額が分からない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額＝消費税額×実質補助率

<実質補助率＝県補助金/総事業費（消費税抜き）>

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 添付書類

【共通】

経費積算の根拠となる資料（見積書、カタログ等）

その他事業の実施に必要な資料

【別表の1に取り組む場合】

組織概要書（別紙2）

誓約書（別紙3）

(別紙2)

組 織 概 要 書

ふりがな			
組織等名			
所在地 (連絡先)	(〒 —) (連絡先) 担当者名: _____ 電話: _____ メールアドレス: _____		
設立年月	年 月	構成員数	名
組織の設立目的 これまでの活動実績 や現在の活動内容			
他補助金等申請状況	1	制度の名称	
		補助を受ける場合 の予定金額	
		事業内容	
	2	制度の名称	
		補助を受ける場合 の予定金額	
		事業内容	
チャレンジ中山間への 選定状況	<input type="checkbox"/> 市町により選定済		
	<input type="checkbox"/> 市町に相談しており、交付決定までに選定される見込み		

注：(1) 組織の規約、会則、定款又はこれに準じるものを添付してください。

(2) これまでの活動がわかるものとして、直近の総会資料等を添付してください。

(3) 他補助金等申請状況については、申請年度の状況を記載してください。

(別紙3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または組織の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の組織又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

(ふりがな)

事業実施主体名

(ふりがな)

氏名（代表者名）

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

※ 氏名は、本人が自署すること。

記入例(ファーストステップ型)

様式第1号(第4条関係)

番 号
令和8年4月17日

佐賀県知事 山口祥義 様

申請者

住 所 ○○市△△町○○1234 番地

組織名 ○○集落営農組合

代表者役職・氏名 代表 佐賀太郎

令和8年度みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付申請書

令和8年度において、下記のとおりみんなの中山間チャレンジ応援事業を実施したいので、みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金 金 400,000 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びみんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

別紙1のとおり

(別紙1)

令和8年度みんなの中山間チャレンジ応援事業 実施計画書

申請者(組織)名: ○○集落営農組合

事業区分: 1. チャレンジ中山間タイプ

(1) ファーストステップ型

1 事業の目的

○○集落営農組合ではこれまで所得向上を図る目的で新規品目△△を試作してきた。更なる栽培拡大を目指すために、収穫用の機械等を導入し、機械化体系への移行を図る。

△△の栽培に当たってはイノシシ等の被害を防止することが重要であるため、電気柵と防草シートを複合的に設置し、被害防止を図るとともに被害防止に係る労力の軽減を図る。

また、イノシシ等の有害鳥獣対策は○○集落における長年の課題であるため、専門家を招いて侵入防止対策や捕獲対策に係る研修会を実施する。捕獲については、ICTを活用した捕獲対策を導入し、捕獲の省力化・効率化を図ることにより、○○集落の農業・農地の維持を目指す。

2 事業実施計画

実施時期	内 容	事業量	要する経費
7月～10月	・新規品目(○○)の栽培拡大に係る肥料・農薬代、収穫機リース代	一式	150,000円
8月	・鳥獣害対策研修会の開催に係る講師謝金、講師旅費、会場使用料	1回	100,500円
9月～2月	・ICTを活用した捕獲対策技術の導入、捕獲の実施	一式	150,000円
事業費 計			400,500円

3 事業推進体制

<input type="checkbox"/> ○○集落営農組合 役員：事業の進捗管理、書類等の作成 野菜班：△△の栽培管理等を主導 自治会：有害鳥獣対策で連携
<input type="checkbox"/> 関係機関 ○○市：事業実施のサポート ○○農業振興センター：事業実施のサポート、△△の栽培・有害鳥獣対策に係る助言・指導 猟友会：有害鳥獣対策で連携

4 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

総事業費	負担区分			備考
	県費補助金	県費補助金以外の財源		
		自主財源	その他	
(A)+(B)+(C)	(A)	(B)	(C)	
400,500 円	400,000 円	500		該当なし

※県費補助金は、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

※備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額○○○円(県費相当額)」を、同税額が無い場合は「該当無し」と、同税額が分からない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額=消費税額×実質補助率

<実質補助率=県補助金/総事業費(消費税抜き)>

5 事業完了予定年月日

令和9年2月25日

6 添付書類

【共通】

- 経費積算の根拠となる資料(見積書、カタログ等)
- その他事業の実施に必要な資料

【別表の1に取り組む場合】

- 組織概要書(別紙2)
- 誓約書(別紙3)

(別紙2)

組 織 概 要 書

ふりがな	〇〇〇しゅうらくえいのうくみあい		
組織等名	〇〇集落営農組合		
所在地 (連絡先)	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市△△町〇〇1234 番地 (連絡先) 担当者名: 佐賀 太郎 電話: 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 メールアドレス: 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇〇〇		
設立年月	〇〇年〇月	構成員数	〇〇名
組織の設立目的 これまでの活動実績 や現在の活動内容	・ 〇〇集落の農業・農地の維持を目的に、機械の共同利用による効率化を図るため平成△△年に〇〇集落営農組合を設立。 ・ 組合の構成員が年々減少しており、農業・農地を未来につないでいくため、令和□年にワークショップを実施し、将来ビジョンを作成。 ・ 将来ビジョンに掲げる「若者が魅力を感じる農業」を実現するため、新規品目の試作を行ったところ、集落内での評判が良く、更なる生産拡大に向けて野菜班の設立につながった。 ・ また、鳥獣被害が長年の課題であり、捕獲班を結成して、地元の猟友会と連携しながらイノシシ等の捕獲を行っている。		
他補助金等申請状況	1	制度の名称	棚田ボランティア
		補助を受ける場合の予定金額	200,000 円
		事業内容	〇〇大学からのボランティア受入
	2	制度の名称	さが未来アシスト事業
補助を受ける場合の予定金額		500,000 円	
事業内容		加工品の開発	
チャレンジ中山間への 選定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 市町により選定済		
	<input type="checkbox"/> 市町に相談しており、交付決定までに選定される見込み		

注：(1) 組織の規約、会則、定款又はこれに準じるものを添付してください。

(2) これまでの活動がわかるものとして、直近の総会資料等を添付してください。

(3) 他補助金等申請状況については、申請年度の状況を記載してください。

(別紙3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己または組織の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の組織又は個人ではありません。

令和8年4月17日

佐賀県知事 様

所在地 ○○市△△町○○1234番地

(ふりがな) ○○しゅうらくえいのうくみあい

事業実施主体名 ○○集落営農組合

(ふりがな) さが たろう

氏名(代表者名) 佐賀 太郎

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) ○○年○○月○○日

※ 氏名は、本人が自署すること。